

児童福祉施設等被害情報報告要領

鳥取県子ども家庭部子育て王国課

1 目的

災害等発生時において、迅速・的確な避難支援等を実施できるよう、児童福祉施設及び関係行政・教育施設（以下「児童福祉施設等」という。）の被災状況について、情報の共有を行うことを目的とする。

2 報告対象

以下の災害等による被害に関する情報を報告の対象とする。

区分	内容
災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模事故（原子力災害、危険物事故、長時間の停電など）であって、施設及び利用者等への被害が発生又は避難等の災害時応急措置を行ったもの
火災	施設に被害が生じた火災及び災害により発生した火災
事故	災害以外の事故であって、施設及び利用者等への被害が発生したもの
武力攻撃災害	武力攻撃、テロ等

3 児童福祉施設等における被害情報報告の方法

- 災害等の発生により施設に被害等が生じたとき、児童福祉施設等は、施設の被害状況を取りまとめ、「4 被害情報報告先」の区分に従って速やかに被害情報を報告すること。
なお、各施設は、避難、救急など緊急の対応を要する場合は、速やかに消防局、市町村（防災担当課）、病院、警察などの防災関係機関に連絡し、対応を求め、自ら災害対応をした後、被害情報の報告（緊急の場合は口頭でも可）を行うこと。
- 被害情報の報告に当たっては、別紙様式1若しくは別紙様式2又は「6 報告項目」を任意様式に記載の上、ファクシミリ又は電子メールにより報告するものとする。

4 被害情報報告先

(1) 東部圏域

	施設の区分	報告先
1	保育所、認定こども園、地域型保育事業所、届出保育施設、児童館、放課後児童クラブ、幼稚園、乳児等通所支援事業	⇒ 市 村 ⇒ 県子育て王国課
2	児童入所施設、民間 DV シェルター、母子生活支援施設	⇒ 市 村 ⇒ 県家庭支援課
3	児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	⇒ 市 村 ⇒ 県子ども発達支援課
4	県立施設、県の機関、障がい児入所（通所）施設	⇒ 県子育て王国課（鳥取砂丘こどもの国） ⇒ 県家庭支援課（福祉相談センター） ⇒ 県子ども発達支援課（鳥取療育園、松の聖母あすなろ園）

※県総合事務所県民福祉局、県子ども家庭部本庁各課未配備時は県防災当直

(2) 中部圏域・西部圏域

	施設の区分	報告先
1	保育所、認定こども園、地域型保育事業所、届出保育施設、児童館、放課後児童クラブ、幼稚園、乳幼児等通園支援事業	⇒ 市町村 ⇒ 県総合事務所県民福祉局 ⇒ 県子育て王国課
2	児童入所施設、民間 DV シェルター、母子生活支援施設	⇒ 市町村 ⇒ 県総合事務所県民福祉局 ⇒ 県家庭支援課
3	児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	⇒ 市町村 ⇒ 県総合事務所県民福祉局 ⇒ 県子ども発達支援課
4	県立施設、県の機関、障がい児入所（通所）施設	⇒ 県家庭支援課（児童相談所、喜多原学園） ⇒ 県子ども発達支援課（皆成学園、総合療育センター、中部療育園）

※県総合事務所県民福祉局、県子ども家庭部本庁各課未配備時は県防災当直

5 被害情報の伝達・共有

- (1) 市町村、施設から緊急の対応を要する被害情報報告を受けた県総合事務所県民福祉局及び県子ども家庭部本庁各課は、速やかに被災状況等について関係機関等と情報を共有し、必要な対応を行うこと。
- (2) 県総合事務所県民福祉局、県子ども家庭部本庁各課、各市町村担当課（以下「県総合事務所県民福祉局等」という。）未配備時に施設から連絡を受けた県防災当直は、県子育て王国課（子ども家庭部防災連絡責任者）に連絡し、連絡を受けた県子育て王国課は、県施設担当課及び施設の所在地を管轄する県総合事務所県民福祉局に速やかに連絡すること。
- (3) 上記（1）、（2）により報告を受けた県子ども家庭部本庁各課は、速やかに県子ども家庭部長及び県子育て王国課に被害情報を報告すること。

6 報告項目

各報告者は、別紙様式1又は2により次の事項を報告すること。

項目	記載項目		基準等		
施設の概要	施設の種類		概ね以下の区分に従って記載すること。 ①保育所等（保育所、認定こども園、地域型保育事業所、届出保育施設、児童館、放課後児童クラブ、幼稚園、乳児等通園支援事業） ②児童入所施設 ③民間DVシェルター ④母子生活支援施設 ⑤県の機関（児童相談所等、障がい児入所（通所）施設） ⑥障がい児通所支援事業所（児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所）		
	設置者		施設を設置した又は管理する法人		
	施設名		施設の名称		
	施設所在地		施設の所在地		
被害状況	災害等の種類		概ね以下の区分に従って記載すること。 風水害、地震、火災、事故、その他（具体的に記載）		
	発生日年月日		被害の原因となる事象が発生した年月日		
	人的被害	死者	人数	・災害等が原因で死亡し、遺体を確認したもの ・遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者	
		行方不明者	人数	災害等が原因で所在不明となり、死亡の疑いのある者	
		重傷者	人数	医師の治療を要し、1か月以上の治療を要する見込みのもの（骨折等）	
		軽傷者	人数	医師の治療を要し、1か月未満で治療できる見込みのもの（打撲（重度なものは除く）等）	
	建物被害	全壊、全焼	棟数、被害額	基本的機能を喪失	住家全部が倒壊・消失・流失・埋没 補修により元通りに再使用することが困難 ・延べ床面積70%以上の損壊 ・住家の主要な構成要素の損壊がもたらす経済的損害の割合が50%以上
				基本的機能の一部を喪失	損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用可能 ・延べ床面積20%以上70%未満の損壊 ・住家の主要な構成要素の損壊がもたらす経済的損害の割合が20%以上50%未満
		一部損壊	棟数、被害額	全半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも（ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く）	
		床上浸水	棟数、被害額	床より上に浸水（土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものを含む）	
		床下浸水	棟数、被害額	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの	
		土地被害	流失	面積、被害額	敷地内の土の流失のため、敷地の使用が不能になったもの
	埋没		面積、被害額	砂利等のたい積のため、敷地の使用が不能になったもの	
崩壊	面積、被害額		敷地又は法面崩壊のため、敷地の使用が不能になったもの		
その他	面積、被害額		その他敷地への被害により、敷地の使用が不能になったもの		
	その他	内容、被害額	その他、災害等により施設に及んだ被害		

項目	記載項目		基準等
	被害額合計	被害額	建物被害、土地被害、その他被害の被害額の合計
災害時 応急 措置	利用者	避難	人数 災害等を避ける又は災害による被害により施設が利用できないため、避難所等に避難した利用者
		退去	人数 災害等を避ける又は災害による被害により施設が利用できないため、自宅に一時帰宅した利用者
		入院	人数 災害等を避けるため又は災害による負傷等の治療を行うため入院措置をとった利用者
		その他	人数 その他、災害等に係る応急措置の対象となった利用者
	施設	休止	施設数 災害等を避ける又は災害による被害により施設が利用できないため休止した施設
		その他	施設数 その他、災害等に係る応急措置を行った施設

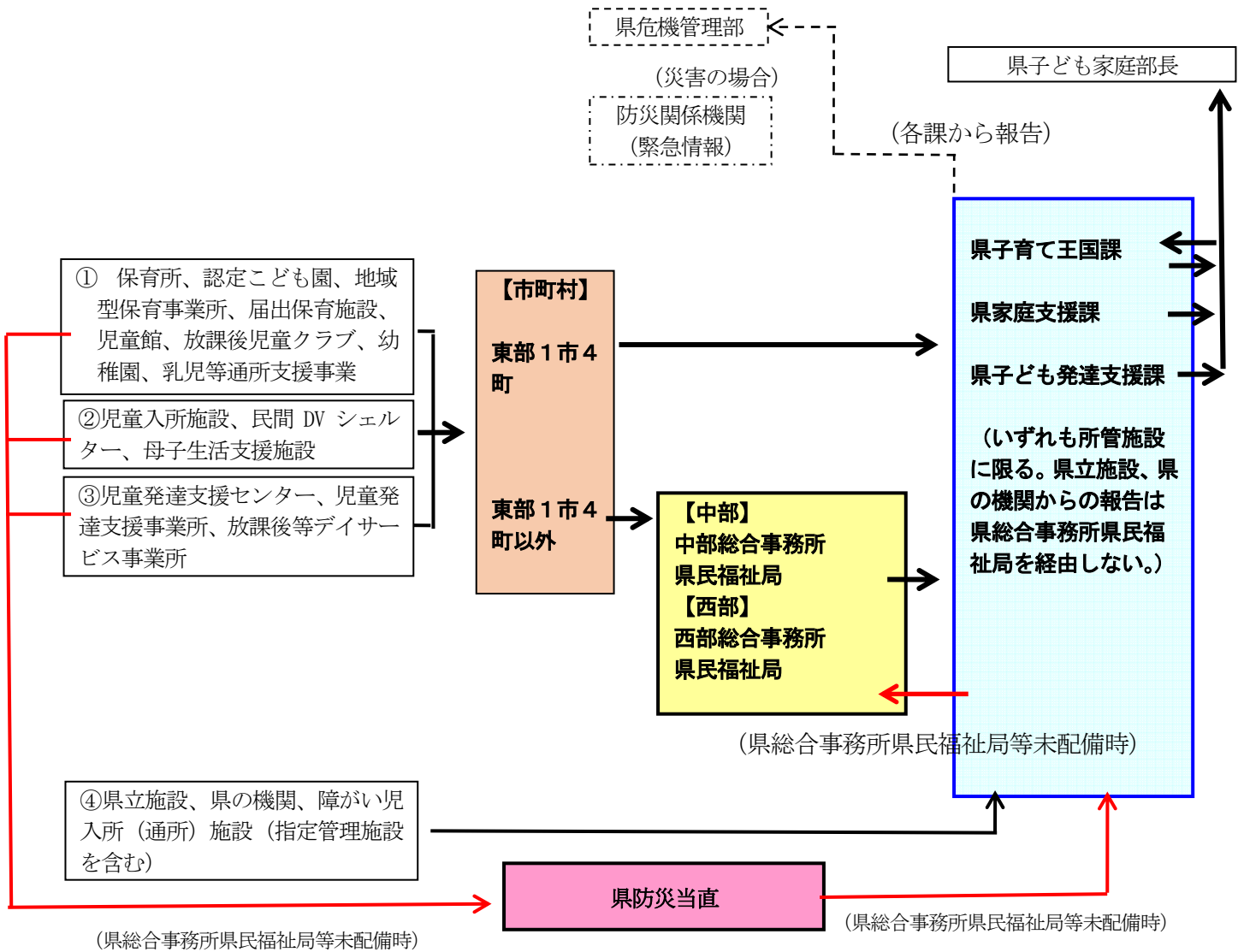
(附 則)

この要領は、令和5年9月5日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和8年5月29日から施行する。

【児童福祉施設等被害情報連絡体制図】



※県防災当直への連絡は、県総合事務所県民福祉局等未配備時のみ
 県総合事務所県民福祉局等の配備…通常の勤務時間（平日 8：30～17：15）及び以下の気象警報等
 が管轄区域内に発表時など

- 警報（大雨、洪水、大雪等）の発表
- 洪水予報（注意報、警報）の発表
- 水防警報（出動、指示）の発表
- 地震（震度 5 弱）の発生
- 土砂災害警戒情報の発表
- 記録的短時間大雨情報の発表
- 台風接近時
- 津波警報の発表
- その他大規模事故等の発生

【被害情報の連絡先（県窓口）】

■児童福祉施設等（又は市町村）からの報告先

区 分		連絡先	電話番号	ファクシミリ	電子メール	
東 部	鳥取市の区域	保育所、認定こども園、地域型保育事業所、児童館、幼稚園、乳児等通園支援事業	鳥取市 幼児保育課	0857-30-8236	0857-20-0144	youji-hoiku@city.tottori.lg.jp
		届出保育施設	鳥取市 地域福祉課	0857-30-8202	0857-20-3906	chiikifukushi@city.tottori.lg.jp
		放課後児童クラブ	鳥取市 学校教育課	0857-30-8414	0857-20-3952	kyo-gakkou@city.tottori.lg.jp
		児童入所施設、民間DVシェルター、母子生活支援施設	鳥取市 こども家庭センター	0857-30-8588	0857-20-0144	kodomo-soudan@city.tottori.lg.jp
		児童発達支援センター	鳥取市 こども発達支援センター	0857-30-8561	0857-20-0144	kodomo-hattatsu@city.tottori.lg.jp
		児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	鳥取市 地域福祉課	0857-30-8202	0857-20-3906	chiikifukushi@city.tottori.lg.jp
	4町の区域	県子育て王国課※	0857-26-7868	0857-26-7863	kosodate@pref.tottori.lg.jp	
県家庭支援課※		0857-26-7149	0857-26-6151	kateishien@pref.tottori.lg.jp		
県子ども発達支援課※		0857-26-7865	0857-26-8136	kodomoshien@pref.tottori.lg.jp		
中 部	中部総合事務所県民福祉局	0858-23-3126	0858-23-4803	chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp		
西 部	西部総合事務所県民福祉局	0859-31-9308	0859-31-9639	seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp		
県総合事務所県民福祉局等が配備していない場合		防災当直	0857-26-8100	0857-26-8137	—	

※所管施設に限る

■施設所管課一覧

施設の区分	連絡先（県施設担当課）	電話番号	ファクシミリ
① 保育所、認定こども園、地域型保育事業所、届出保育施設、児童館、放課後児童クラブ、幼稚園、乳児等通園支援事業	子育て王国課	0857-26-7868	0857-26-7863
② 児童入所施設、民間DVシェルター、母子生活支援施設	家庭支援課	0857-26-7149	0857-26-6151
③ 児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	子ども発達支援課	0857-26-7865	0857-26-8136
④ 県立施設（鳥取砂丘こどもの国）	子育て王国課	0857-26-7148	0857-26-7863

⑤ 県の機関（福祉相談センター、児童相談所、喜多原学園）	家庭支援課	0857-26-7149	0857-26-6151
⑥ 県の機関（皆成学園、総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園）	子ども発達支援課	0857-26-7865	0857-26-8136